

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成29年12月12日（火）
- 2 開会日時及び場所
平成29年12月12日（火） 午後 1 時45分
防府市役所 1 号館 3 階南北会議室
- 3 閉会日時 平成29年12月12日（火） 午後 2 時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （4 番）宇多村史朗 （5 番）井元 均
（6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信
（11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子 （13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介
（15番）原田 道昭 （16番）内田 成男 （17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（2名）

（3 番）中山 博祐 （8 番）古谷 修造

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	中谷 純一
農業委員会事務局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	中司 朱美

6 提出議案及び報告事案

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請について（期間変更）
議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
報告第82号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第83号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について
報告第84号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第85号 現況証明書の発行について
報告第86号 農地法施行規則該当転用届について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 石田 卓成委員

12番 熊安 悦子委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただいまから 1 2 月の月例総会を始めさせていただきます。

本日の月例総会に欠席の御連絡のありました委員は、3 番、中山委員、8 番、古谷委員でございます。

なお、出席委員は過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、1 1 番、石田委員さん、1 2 番、熊安委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

まず、議案第 5 8 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書の 1 ページと資料の 1 ページからになります。

議案第 5 8 号につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 3 件提出されており、3 件とも所有権の移転です。目的は、規模拡大が 3 件になっております。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5 番 5 番の井元です。議案第 5 8 号の土地は、所有権の移転でございます。譲渡人、——、譲受人の——、それと現地を 1 2 月 6 日に、現地確認と聞き取りを行っております。場所は、——のトンネルを抜けまして、海岸のほうに約二、三百m下がった山手で、こちらのほうは既にミカン畑でございまして、——のところは今所有者は息子さん——ということなんです、これまでは亡くなられた両親が園を管理されておりました。おばあちゃんもまだお元気なので、おばあちゃんと息子さんから話を聞いて、お住まいが——のほうに出ていらっしゃるの、管理ができないということでございました。

譲受人の——につきましては、9 月にも近くの農地を取得されております。と申しますのは、息子さんが帰ってこられて、また目の前に娘さん夫婦もお住まいでございまして、該当の園も自

宅から100mという非常に近いところでございます。譲り受けられる——の園の隣も、既に——の園が2か所ありまして、非常に耕作に便利なところに位置しているということで、今回、取得されるということを聞いております。

次に、農地法第3条第2項の各項目について、制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率要件については、農機具等の保有状況から見て、効率的に利用されることが見込まれます。

第2号、農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件は、先ほど申しましたように意欲的で、日数についても問題なかろうかと思います。

第5号の下限面積については満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、自らが耕作されるので問題ありません。

第7号の地域調和要件ですが、園の周辺はミカン園が——の中でも一番条件のいいところで、そういったこともありまして、周辺に悪影響を及ぼすようなこともないと思います。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の熊安です。議案第58号の2は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを平成29年12月3日、日曜日、朝9時に行いましたので、御報告いたします。

現地は、——や——からおおよそ二、三百m近く
の北側にあります。譲受人は、——不在のため、——のお母様が対応してくださいました。譲渡人、——の土地は遠隔地にあり、耕作できないということから譲り渡すとされ、譲受人、——が所有する農地に隣接しており、耕作しやすいことから譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率要件について、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況から見ても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。お母様に、御自宅の農機具とか乾燥機とか耕運機なんか

をいろいろ見せていただきました。推進委員の岡田さんとともに行って現地を見ました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれると判断いたします。大変忙しいときは、近くに弟さんたちもおられるので、一緒に手伝っていただきますとのことでした。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

水路もきちんと確保されて、きれいに耕作してありました。一応その現場もここに写真を撮っております。皆さんに見ていただけたらと思って、とてもきれいに耕作されてました。

皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、木原です。議案第58号の3は、———が弟さんの農地を譲り受けて、規模拡大を図りたいという所有権移転の案件です。

12月1日に、現地に———に来ていただいて、確認をしました。場所は、———のすぐ東側にあります。———はもともと地元の方で、孫の守りのために一時的に———に住んでいるんですが、御主人が定年退職したことで時間に余裕ができたそうです。申請地の管理も、弟さんが地元にいないため、———が長年にわたりしてきました。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づきチェックをしました。

まず、全部効率利用要件ですが、作業人数は2人で行います。機械の所有状況は、トラクターは、現在、———でも耕作しており、———そうです。その他の機械は確認いたしました。

次に、農作業常時従事要件につきましては、夫婦で年間を通して作業できると思います。

下限面積要件はクリアしており、地域との調和要件も問題はないと思います。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全て満たしていると判断します。

それから、議案書に申請人のところに調停となっておりますが、これは—————が弁護士をなさっているとのことで、金銭も絡むので、後々のことを考えて、こういう結果になったということです。特にもめているとか、そういう問題ではありません。

報告は以上です。皆さんの御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。では、御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成です。3番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第59号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページ、資料の7ページからになります。

議案第59号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が5件出されております。転用目的は、太陽光発電設備が3件、建売住宅が1件、資材置場が1件です。

受付番号1、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積7.12haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積7.12haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積55.68haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号4、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積0.47haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号5、資材置場です。農地区分は、集団農地面積105.09haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地内農地です。許可該当法令は、施行令第11条第1項第1号に該当する一時転用です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。第59号の1と2は内容が一緒なんです。

○藤井会長 そうですね。1と2で一括で上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 議案第59号の1と2につきまして、———の農地を———が譲り受けて、太陽光発電設備を建設するという転用申請です。資料の7ページから18ページになります。

場所は、———を通り越して———のところから———のほうに行ったところ、新幹線を超えて西に300mぐらい行ったところです。そこに2か所あります。13ページに両方の地図が載っております。

12月5日に、———の親族であります———宅で、———の代理人と、それから———の代理人が行政書士の———なので、この方の同席でヒアリングを行いました。また、12月6日には、事務局と宇多村委員とで現地確認を行っております。

それでは、そのときの内容について説明をいたします。

譲渡人は、昨年、相続で本件の農地を入手しております。ただ、———に住んでおりますので、全く耕作も管理も困難ということで、親族の———が農業公社に依頼して、年3回ぐらい、草刈りのみを行っていらっしゃいます。どこか預かってくれる方がないかと私も聞いたことはあるんですが、ないかということで探しておりましたが、この地域の約3分の1は全部休耕しています。継手がない地域なので、なかなか見つからないということで、———にも相談されたようですが、———も新幹線の南でしか対応しておりませんので、この地区は難しいということで、今回、譲渡をするということになったようです。

この案件についての農地法の許可基準ですが、資料にありますように、農地区分は第2種農地で、土地の代替性がない場合は許にされるということになっております。

それから、一般基準の転用の確実性については、資金は自己資金と一部金融機関の融資で対応するということで、その申し込みも一応済んでいるということです。

それから、地元の水利組合、———のため池水利組合なんですが、組合長に確認しましたところ、届け出はあったということです。それから、———にも届け出は済んでおります。

転用面積も、ここは田んぼでちょっと残念ではあるんですが、一応妥当だろうと判断をしています。

それから、水路、進入路についても現地で確認しましたが、水路について、ここに太陽光施設を作ることによって周りの農地に影響があるということはありません。それから、進入路も、奥の農地にきちっと入れるように確保されております。

あと、草の問題も一応確認しましたところ、防草シートを張るということです。

大体以上です。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○11番 11番、石田でございます。このあたり一帯で、既に太陽光というのは何件かあるんですかね。先般、農業委員会から決議という形で、市とか議会のほうに、周辺農家の同意をとるような法改正とか、その辺を国に対して要望してほしいとか、そういう申し出もしたり、ちょっと長くなるけど、

自治会連合会からも市に対して、周辺農地から結構いろいろ苦情があったりするので、農業委員会に農地を転用して設備を設置しようとする者に対して定期的な草刈りや、農家、農地へ配慮したり、維持管理を行うように、転用の申請時に要請や指導を行うことというのが要望書で、今回、12月6日に出てきているわけですので。山口市のお話を聞いたところ、農業委員会が直接そういうふうな条例とか法を作ってくださいとやったわけじゃないですけど、市のほうがそういう環境の面で、条例で周辺農地の地主さんに同意を得るような仕組みを作られているそうなので、きのうなんですけど、事務局に言って調べてもらっていますので、ちょっと説明していただけると助かります。お願いします。

○事務局 山口市にちょっと確認をしまして、農業委員会で同意書等をとっているわけではないんですが、1,000m²以上の事業のときに開発の届けを行うんですけれども、その際に同意書を添付してくださいということで、山口市の生活環境の保全に関する条例というのがあるんですが、その中で届け出をするようにされているようで、これに基づいて届け出がなされているようです。

義務というか、これが出てこないからできないということにはなっておりませんので、全て出てきているかどうかまで確認しておりませんが、出てきていない案件もあるのではないだろうかと推察はされます。

同意書が出てきたときに、農業委員会にも回覧ということで回ってきて、確認をしていると聞いております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○藤井会長 ただいま説明がありましたように、農業委員会がタッチする案件ではないんですけれども、開発のほうも一応出してほしいという、多少関与できるようなシステムになっているようです。だから、防府としては、農業委員会でもあくまでもお願いということで、周辺に迷惑がかからないように配慮していただくというお願いはしているところなんですけれども、これは引き続きやっていかなくてはいけない問題だと思います。

ただ、山口市のように、ほかの部署が関与しているような現状もありますので、私としては開発のほうが少しでもこういったケースに関与してくれるのはいいことではないかなと思っています。山口市のほうも、強制力はないわけで、法的な根拠は何もないわけなんですけど、一応そういったほかの部署が太陽光の提案に関しても少し意見を言えるような環境は作っていくべきではないかなとは思っていますので、これから市のほうにもいろいろ——していくような方向で動きたいと思っています。

ほかにありませんか。

○11番 その件なんですけど、強制力はないにしろ、そうやって山口なんかは実際にやられているわけございまして、農業委員会で決めれば、こういう申請のときに周辺の同意をとってくださいよとか、そういう強制ではないけど、周辺とうまくやってくださいよということで調和して、同意をもら

ってきてくださいと指導するような仕組みを、できないことはないんじゃないかとも思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○事務局 農業委員会で決められたことを言うことはできます。ただ、これは口頭でのお願いにしかありませんので、必要であれば、他の条例とか法律に基づいた規定に基づくお願いというか、依頼というか、そういう規定がないと行政指導に当たりませんので、あくまでお願いということではないと思います。

だから、農業委員会で決めたことができる、できないとかいうのではなくて、相手に対してどういう効力があるかというのは、はっきり言って、ないということになろうかと思います。

○藤井会長 文書で取りつけることは不可能と。

○事務局 文書でやるにしてもお願いで、紙で出そうが口で言おうが、要するにお願いということになります。山口市の例は条例で定めていますので、条例で定めているということはそれなりに、強制力はないにしても、正式な行政指導に当たる部分が強いので、一定の影響力はあるとは思いますが、確かに。

○藤井会長 どうぞ。

○1番 前回のときですけども、今の件を聞きまして、南側の農地について説明をしたと思います、隣接地。北側は石垣があるんですが、崩れそうなので、こっち側はどうですかと言ったら、そこはまだ説明していないと言われたので、説明に行ってくださいと言いましたので、一応それもされたようです。

○11番 これ御提案なんですけど、事務局に申請があったときに、いろんなところからもそういう要望が出てきたり、地域からもしている、農業委員もそうやって言っているので、周辺への説明をしてくださいねと、お願いになりますけど、そういうふう to 受け付け時に言っていただけるだけでもかなり違ってくると思うんですよね。まずは、当面の間。

いずれ市のほうで、条例とかいうのは議会も頑張っていけないといけないと思うんですけど、そういう意識が全くない方も中にはいらっしゃるかもしれないので、周辺への配慮というか、その辺をお願いしていただくことはできますかね。

行政書士らが持ってこられるだろうから、何を根拠にそんなことを言うかと言われりゃ、委員がうるさいからと言ってもらってもいいんじゃないかと思うんですね。

○藤井会長 委員がうるさいのもあるけど、自治会ぐるみでそういった、事前に知らせてほしいというような自治会には、この地区の自治会の了承をとってくださいと言うことぐらいはできるでしょう。強制力はないけど。

○16番 16番ですが、内田ですが、さっき石田さんがおっしゃいましたように、これは7ページの申請地ですよね。真南が———ですね。これは、だから了承を取ってくれというふうにおっしゃっ

たので、もういいと思うんですが、この地図を見て北、南というのがありますが、これは障害物は全くないね、———のところは。もろに反射熱が来ると思います。

だから、そこは私のところも何件か太陽光をやったんですが、農業委員としては、後から何でおまえ承認したのかと言われると一番困るので、だからやっぱり担当地区の農業委員さんもそこは口頭でもいいから、条例でというのがあったらそれが一番いいんですが、———に絶対に言っておいてくれよということは農業委員として言うのは当然だろうと思うんですよ。

だから、———というのはちょうど真南に当たりますよね。だから、パネルは絶対にこっち側を向きますよね。こういう人は、今の工事の段階ではピンと来ないと思うんですけど、できたら反射熱が出たって、何でかと言われると、農業委員としては知らないよと言うわけにもいけないと思うんですよ。だから、こういう申請の段階で言わないと、苦情があったらどうにか逃げることも、農業委員の個人を守るとしても要ると思うんです。だから、言ってくれよということだけは言ったほうがいいと思いますね。

○11番 11番、石田ですけど、自治会からのさっきの要望書の中では、市役所の中に太陽光の苦情とかを受け付ける部署がないんですよ、専門の。だから、それをちゃんと作ってください、どこに言ってもいいかわからないんだと、草を刈らないといたら農業委員会とか、反射熱のことだったら環境の関係の部署とか、今、結局どこに言ってもいいかわからないじゃないかという声も上がっております。だから、その辺は作ったらいいと思います。

○事務局 市役所の中の窓口というのは、もともとはっきりしていなかったんですけど、太陽光発電に関しては生活安全課が一応第一の窓口にはなっていますので、そういうお問い合わせがあれば、生活安全課の窓口を御紹介するようにしておりますので、もし農業委員さんもそういうことがあれば、生活安全課を御紹介されて構わないと聞いています。

それと、窓口で、ケース・バイ・ケースになりますけれども、農業委員会でこういうお話、議論、意見が出ていますということは、窓口申請の際にそういうことを言うことはできますので、それはやっていっても構わないとは思っています。

○藤井会長 生活安全課に回しても、生活安全課は対応できないだろう。

○事務局 これはあくまで、だから周辺の人がこれで迷惑を被っているということになれば、当然今度は環境の問題になってくるので、そういう窓口をどこが受けるかという、市では生活安全課が窓口として受けるというふうになってはいます。

○15番 太陽光発電に関しては、ちょっとした事例なんですけれども、今回のケースは農地を転用して太陽光発電と、農地じゃなくて宅地に太陽光発電をする場合も同じことが言えると思うんですね。地域への説明というのは、基本的に余りそういう業者さんはやらないんですよ。全て決まった後に、工事の始まる本当わずか2、3日前に、太陽光発電をやりますというようなケースが圧倒的に多いで

すね。

実際に、私の家の真後ろが今年の5月に大規模な太陽光発電に、今まで藪だったんですが、私はてっきり農地だと思っていたんですよ。業者に言ったら、ここは農地じゃありませんということを言われて、確かに調べたら昔家があったんです、宅地なんですね。

この地図で言う関係のよりも、もっと私の家は真後ろでした。5mぐらいしか離れていないです。それでも、反射熱の問題がかなりあるのではないかなと思ったんですけども、実際には余り影響がこの夏はなかったんですが、その宅地も所有者が防府市じゃないんですね、——です。施工業者は——の業者です。だから、——の車で来てやっていました。

所有者に地域の自治会に挨拶に来させてくれという話もしたんですが、1回も来られなかったですね。草刈りはちゃんと今後は業者がやりますという話だったんですが、5月以降、1回も来ていないです。ですから、周りは草というか、雑木が1m以上になっているんですね。

今までは、そこは宅地だったので、地域の何軒かがいつも草刈りをやっていたんです。だから、太陽光発電に関しては、農地の転用だけじゃなくて、宅地に作る場合でも、今、石田さんも言われたようなケースが非常に多いんじゃないかなと私は思いますね。だから、今後、何らかの対応が必要だなという気がします。参考に。

○11番 条例を作っていただくとすれば、環境関係の部署なんですか、それとも農業のほうなんですか。

○事務局 これ前にもお話があったと思うんですけど、全国的に見て条例は二本立てがあって、環境と景観の二本立てで、どちらかで規制をするしかないというふうに国も県も言っていますし、市もそういう市もありますけれども、環境のほうから何らかの規制というか届け出制度を作るとか、あるいは、景観を保全するためという目的で、景観条例の中で規制するということが全国的には幾つかありますけれども、それをまず認めた上で要望するという形で進めていけば、条例化することは可能であるということは担当課にも確認していますので、景観で言えば都市計画課、環境で言えば生活安全課が担当になろうかと思います。

○藤井会長 農業委員会の問題も、意見書でできてきます。

○事務局 それが、実効力があるかどうかという部分があります。今、原田さんが言われたように、宅地に関してもいろいろ問題が出ているわけですから、農地だけというのは怖いです。開発全体の中で法律をうたっていくような意見でいかないと、農地のほうだけで話を持って行って、宅地のほうはこのままでいいのかという話になりますから、そうじゃないほうでいかないと実効力はないかなと思います。規制するのは難しいので。

○4番 ちょっとよろしいですか、参考に言うんですけども、今度、太陽光絡みでFIT法というのが改正になって、3月末で例えば下の防草シートを張るとかフェンスを付けるとか、看板を今は誰が所

有者とかないじゃないですか、そういった看板を付けるとかというのが義務化されるようになったんですよ。だから、条例の話をされるのであれば、法律が改正になった背景を調べられたら、ちょうど規則を定めるとか、条例を定めるとか、そこら辺のことがよくわかるんじゃないかと思いますので、参考までにお話しいたしました。

○11番 今、皆さんの机の上に置いてある意見書に対する回答というものに、今、宇多村さんが言われたことが書いてあるんですけど、結局、これは新規の方に対しての制限なんですけど、周りへの合意とか、その辺まではないんですよね。これではちょっと、もう一步踏み込んでほしかったんですけど、それがなされなかったらだめなので、まだまだ問題があるということだと思います。

○藤井会長 今回、防府の意見を山口県農業会議に出してから、全国にも言ってもらえるようになっていきますので、これは恐らく全国的な流れだと思うんですよね。いずれ国も動かざるを得ないようになるんじゃないかなとは思いますが。ですから今の状況ではとりあえず、強制力はないけれども、農業委員会としては口頭で、周辺への影響を加味して、同意と管理をお願いするしかないと思います。引き続き、今、事務局から説明がありましたように、やるなら農地だけじゃないので、都市計画、開発のほうが主体的に動いてもらわなくちゃ進まないだろうと思いますので、その辺のところの先は議会のほうにお願いします。

○11番 議会も、これに対して問題意識が余り高くないんですよね。結局、個人の土地だから、それに対していろいろ言うのはどうなんだとか言う人もいる。そう言われればそれもそうなので、ただ農地のど真ん中にぼんぼん建てていって、周りとの関係を、一帯が農地だから、みんなで協力してそこを守っていこうというのが本来の昔からのあり方だろうと思うので、それは考えてほしいですね。ここへ呼んで議論したほうがいいのかもしいかなですね。一緒になって議論してもらったほうが、生活のほうとか、都市計画とか。だったら、早くやっていただけるかなと。

○事務局 どうやったら一番いいのかということ考えたほうが。

○11番 そうですね、議論するだけでは前に進まない。

○1番 ぜひ、やってほしいんですが、もう一つ聞いてほしいのが、私が住んでいる土地は山を削って作っています。木を切って、真ん前に家があるんです。1軒だけ家が建っていて、止めようがないんです。できるだけ——なかったもので、山というほどもうちょっとびしっと言ったほうがいい。

○藤井会長 山を削って作るのも、開発の許可は要らないんですか。

○事務局 都市計画法などの規制にかからない、開発にもならない行為というのは、今、石川さんが言われたようなことは市内でもありまして、全国的にも問題になっていて、それを規制する条例がある市もあります。そういう条例を今市全体の中で検討してしまして、上位法にこれが抵触するかしないかというところから具体的な事例に当てはめていって、これを作っていかなきゃいけないという話が出ていますので、今、無秩序な開発とかで乱開発とかが起きないように、法律が適用していないとこ

ろを何かできないかという条例の点検もしていますので、いずれそういう形がまた表に出てまいりますので、そのときにはまた御紹介できればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○16番 もう一つ、今の太陽光の関係ですが、今、山林に建てたという話がありました。私のうちの近くのところに、山林に太陽光をやられたんですよ。フェンスも何もない、荒地だったようなところですよ。それが——の方がお持ちの結構大きな太陽光なんです、その自然流下で全部土砂が流れたんですよ。川をせき止めてしまったんです。上部の田んぼ3町ぐらいあるんですが、そこの方は一切田ができなくなった。

とうとう直接電話してくださいという話をしたんです。直接電話して、どうにかさらってもらったんです。だけど、畦畔のところを補強されていけませんので、またいずれそういうふうになるでしょうね。だから、耕作放棄みたいになってしまうんですね。

○藤井会長 今後、いろいろ検討していきましょう。

大分意見が出てまいりましたが、1、2につきまして採決に入ります。承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。よろしくお願いします。議案第59号の3について報告をいたします。

資料については19ページから24ページの間に記載してあります。

本議案は、————、その所有の農地、これは畑なんですけれども、この農地を————が取得されまして、太陽光発電の事業として使用したいという議案であります。

場所につきましては、————というところで、————があるんですけれども、そのちょうど飛行場側にあります。周りはほとんど水田で、水稻を作っております。

現地調査につきましては、12月6日の午前9時から農業委員会の事務局の方2名、それから吉本さんで行いました。地主の————は————の高齢で、現在、1人で暮らしておられます。ちょっと足腰が悪いというので、訪問介護を受けておられるような状態であります。

なお、長男については、現在、——に住んでおまして、月に1回、もしくは2回ぐらい、こちらへ帰ってきて、親の元気な顔を見ておられるような状態であります。

この土地につきましては、当初、水田として使用していたんですけれども、約30年ぐらい前に地上げをされまして、それ以後、長男がここへ家を作ったらいんじゃないかというふうな構想があったらしいんです。それも長男が蹴ったと、そういうようなことで、それ以後、————というのが——にあるんですね。

——が借りて、牧草地として長い間使われていたようです。それが、今回、——のほうから、若干事業を縮小したい、そういうことでこれを機に、今借りておられた土地を返却したいという申し出があった。そういうようなことで、今後、高齢でひとり暮らしですから管理ができないということがありまして、売却を決められたような次第であります。

それから、購入される——とは、12月8日、午前10時から現地において話を伺いました。——については、太陽光発電、この事業には興味があったということで、この土地を施工業者から紹介されて条件が良かった、こういうことで購入を決められたようなことを言っておられました。

まだ、この土地は——という田園地帯の一面にあって、周りでは水稻を作っております。用排水路も昔ながらの草を刈って泥を上げるというんですか、U字溝とか3面を張っているとかはありません。昔ながらの草刈り、それから川の掃除をやっているような水路ですから、当然、この土地についている畦畔、あぜ等の草刈りは絶対にやらしてもらわないといけないということで、3回ほど、水稻の作付のときにはやっているんですけど、時期を指定して、私からこの期間に草を絶対に刈っておきなさいという指示はしておきました。

最後に、先ほど出たように、周りに2軒ほど家があるんです。——と——と、それからもう一個、一も絡んでくるんですけれども、その方に聞いてみて、このたび——の土地が売れて太陽光を設置すると、そういうようなことが出ているんですけれども、おたくらは知っておられますかと、そのようなことを尋ねたら、聞いたこともないと言っておられました。

ですから、そのとき、——とお会いした8日、特に——は田舎者が多いから、工事をスムーズにやりたいのであったら、周りに一言挨拶をしたほうがお互い今後のためにもなるんじゃないかということで、本人も了解されまして、近々、挨拶だけはしておこうということでした。

それから、特に——につきましては、5階建ての高い建物なんです。一が5階建てということで、特に施工業者には太陽光をここに設置したために不具合等が絶対に起きないように方法をとってくれと、そういうことも電話をして言っておきました。

以上で報告を終わりますが、皆様の御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。仕方ないんですけど、見るからに問題ない土地という感じですね。

光井さん、この辺のところは、この周辺で大々的に担い手がやられているんじゃないですか。

○9番 ここですか。ここは条件が悪いから、新たにここへ入ってきて農業をやるというような者はおられません。というのは、条件が悪い。1つは田が小さいんですよ。年がら年中、草を刈らないといけないです。みんなでやるのは年に3回なんですけど、何も整備をしていないから、除草剤ひとつも

かけられない。だから、荒れるほうの方向へ行くんじゃないですかね。

単市改良でU字溝でもやったらどうだろうかという声が出るんですけど、皆さん高齢で、機械が動く間はやるけど、新たに機械を買って農業をやるという意気込みのある方がいらっしやらない。だから、多分長くない間に、耕作放棄される方のほうが多いんじゃないかなと、悲しいんですけど、という感じです。

○11番 将来、土地が荒れてしまっても困ると思うので、農振に戻すとか、再整備するとか、水路もがたがたということだから、地主さんの同意が得られるかどうかかわからないけど、本来はそこは農地なんだから、検討していただく必要もあるんじゃないかなと。

○藤井会長 いずれまた皆さんと議論しなくちゃいけませんでしょうが、人・農地プランの担い手の位置づけをはっきりして、これ誰がやれるか、地域でよく話し合ってもらって、どう整備するか、どうするかとか、そういう方向に持っていかないと、このままほったらかしなら、先ほどの議案にある太陽光が建ってくる可能性もありますので、いずれ皆さんで議論したいんですけども、人・農地プランにも今までは農業公社とかに任せっきりのようなところがありましたけれども、全国的に見ても農業委員会がかなり首を突っ込んでいる部分もありますので、これからは農業委員会がもっと主体になって動けばいいと思いますので、また検討もしたいと思います。

○11番 今回はこれは端っこのほうですけど、これをど真ん中に建てますよといっても拒否はできないよね。

○藤井会長 これが本来なら1種農地にできるところなので、公民館があるからできるんじゃないですか。

○事務局 公民館から500m以内は2種農地になります。

○藤井会長 公民館がなかったら、これは当然1種農地になればいいことだね。

○事務局 なかったら1種。

○藤井会長 今のを議論してもこれはどうしようもならないので、元に戻します。今回の太陽光発電に関して、何か御意見があったらお願いします。ございませんか。

○11番 今回はいいけど、ど真ん中は止めたくないよ。次、もし事務局に出てきたら。

○藤井会長 農業委員さんも御苦労でしょうけど、こういった感じばかりする方が申されたときには、ぜひ誰かにあてがわれるようによろしくお願いします。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○ 7 番 7 番、木原です。議案第 5 9 号の 4 は、———、———、———の農地を———が購入し、建売住宅を建築される申請です。

1 2 月 6 日に、事務局の方と吉本委員さんとで現地確認をし、地元にお住まいの———と———の営業の方にお話を聞きました。申請地の場所は、———から南へ 5 0 0 m ぐらいのところにあります。申請地は、耕うんや草刈りをして、保全管理をしている状況です。皆さん高齢で、跡を継ぐ者もおらず、地域が宅地化していくことが原因となり、今回の申請となりました。

———は、今年の春ごろに同じ———で宅地開発をし分譲しましたが、全て完売したとのことです。申請地も都市計画道路から近くて、スーパーなども多く、便利で住みやすい環境なので、またこの地を選択したとのことです。

それから、営農への悪影響の有無につきましては、図面を見ていただくとわかりますが、周りは問題はないと思います。排水につきましては、汚水は公共下水道につながます。

報告は以上です。皆さんの御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4 番、可決、承認いたします。

続きまして、5 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○ 1 1 番 1 1 番、石田でございます。議案書の 5 番と 3 1 ページをご覧ください。

農地となっておりますけど、これは私が子供のころから 4 m ぐらいずっと埋め立てられているところでございまして、場所的には 3 2 ページにございます、———の水門があるんですけど、その出入り口に———があるんですけど、それより少し南側のところになります。

以前にもこの場所は、県の土木工事とか、堤防の拡幅工事とかがあったときに、業者さんがたびたび来ているので、資材置場として借りられている場所でございます、今回は———がここを借りられるということで申請が出ております。

どういった工事かといいますと、3 3 ページの位置図の色がついている部分の左上のあたりに、今度、砂防ダムを県で作ろうとなっていて、そこにまだ木がたくさん立っていますので、道を作って、木を切り出すための工事に入るとのことでございます。一時転用の期間なんですけど、最大で来年の 6 月ごろまで、最大かかったとしてもそれぐらいまでだろうということでした。

地元委員としては、ここの砂防ダムがないと、山からどんどん、平成 2 1 年の水害以降、砂がどんどん地域の用水路に落ちてきて、毎年、保全会の予算で砂上げをしているんですけど、早くできてほ

しいので、大いに賛成なんですけど、皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 これから審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、5番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第60号、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第60号農地転用事業計画変更申請承認について御説明させていただきます。議案書4ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第60号につきましては、農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されております。番号1番につきまして、平成29年4月26日付で、山陽新幹線高架橋補修工事ヤードとして一時転用の許可を受けたもので、着工後、補修箇所が増加が判明したことに伴い、工事期間の延長のため、期間延長の申請をするものです。転用目的についての変更はありません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 地元委員さん、説明がありましたらお願いします。

○15番 15番、原田です。この土地は、現在、———が利用権設定している農地でございます。396と非常に小さな農地なので、水稻等は作っておりません。景観作物としてコスモスを植えているだけなので、一時転用の期間が延びたとしても、全く影響はございません。したがって、特に問題はないというふうに判断をしております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第60号の1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第61号と第62号を一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書５ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第６１号につきましては、平成２９年１２月２６日公告予定の利用権設定の申請が８件提出されております。

農地の集積面積は２万４，９８９㎡でございます。内容としまして、８件中、使用貸借の設定が８件、新規６件、再設定２件となっています。それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第６２号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書７ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第６２号につきましては、県で公告予定の利用権設定が３件あります。内容としまして、議案第６１号の番号６から８までについて、公社から貸し付けを行うものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、議案第６１号、第６２号につきまして、地元委員さん、何か説明が必要であると思われる方は説明をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようでしたら、審議に入ります。何か御意見のある方はお願いします。——よろしいでしょうか。

○１１番 １１番、石田です。いつも言わせてもらってますけど、機構、通されている方もいらっしゃるけど、通されていないという方もおられて、ここに載っている——も——も担い手だと思うんですけど、こういった方が利用権を設定されるときに、本当にそれを勧めたのかどうかということも一言書いておくといいかなと思うんですけど、窓口に来られた際に勧めたけど使われなかったということでしょう。備考欄にでも書いてもらいたいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤井会長 この前の委員会のときにもちゃんとまとめて説明するという事で決定していますので、そういうことはないと思います。わざわざそこまでしなくていいでしょう。

○１１番 了解です。しっかり説明してあげてください。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですね。御意見ないので、採決に入ります。議案第６１号、第６２号、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。議案第６１号、第６２号、全員賛成ということで、可決、承認いたします。

報告事項が、第８２号から第８６号までございます。目を通していただいて、御意見のある方はお

願います。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議を終えたいと思います。

午後 2 時 55 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月12日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員